

平成二十一年五月十五日受領
答弁第三六七号

内閣衆質一七一第三六七号

平成二十一年五月十五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱い及び公費節減効果の検証等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱
い及び公費節減効果の検証等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

先の答弁書（平成二十一年四月二十八日内閣衆質一七一第三二四号）一から五までについて述べたと
おりである。

三について

外務省において職員が国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に基づき旅費
の支給を受けて航空機の利用を伴う公務のための旅行をする際に当該航空機の利用により取得するマイレ
ージは、同様の旅行をする際に公費削減の観点から活用する方針であり、そのために検証が必要であるか
を検討する必要があるからである。

四について

先の答弁書（平成二十一年四月十七日内閣衆質一七一第二八八号）四及び五について述べたとおりで
あり、本方針の開始より必要な期間を経れば検証を行うことは可能と考えている。